

社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条第1項の規定に基づき会長の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 会長には月額30,000円の報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬の支給は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第8条に準じた日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。